

放送事業者におけるガバナンス確保に関する 取りまとめ骨子（案）

放送事業者におけるガバナンス
確保に関する検討会事務局

令和7年10月23日

ガバナンス確保に関する取組の概要

- 取組の目的 p.2
- 取組の対象 p.3
- 取組の方針 p.4
- 取組を進める際の留意事項 p.6

ガバナンス確保に関する取組の具体的内容

- フレームワーク p.9
- 事案の未然防止(平時の取組) p.9
- 事案の発生後の対応 p.10
- フォローアップ p.15

取組の目的

- 放送は、憲法が規定する表現の自由の保障の下、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。
- 放送がこの価値を将来に亘って発揮できるよう、放送事業者は、「放送に携わる者の職責」を強く自覚し、表現の自由を享有する主体として、社会環境の変化に対応しながら、国民の知る権利に奉仕し続けることが求められる。
- このためには、放送事業者の信頼性・放送事業の継続性が確保されなければならない。
- このことから、放送事業者は、ガバナンス確保に関する取組について、その内容を社会環境の変化に応じて適時適切に更新しながら、不断に実施するべきである。

構成員のこれまでの主な意見

- ・ 何のためのガバナンスであるか考えることが重要。放送事業者は、個別の番組内容に対して責任を有するだけでなく、自らが信頼に値する組織であることも求められる。また、放送の多元性、多様性、地域性という価値を発揮し続けるため、情報の発信主体としての持続性が重要であり、経営基盤の確保が必要。（落合構成員）
- ・ 放送事業者のガバナンス確保については、社会経済一般における主体としての企業のガバナンスの問題と、国民の知る権利に奉仕する公共的なメディアである放送を担う主体としての特有のリスクに対するガバナンスや、価値の発揮に向けたガバナンスの問題の両面がある。（宍戸座長）
- ・ 個社の自主・自律を尊重した形で、放送事業者の使命・役割の持続可能性を確保するために必要な取組を検討することが必要。（音構成員）
- ・ 放送事業には、一般的な事業の役割に加えて、固有の社会的責務があり、それが報道の自由等の憲法上の観点を通じてガバナンスに反映されていくのではないかと。（巽構成員）

取組の対象

- 先述のとおり、放送は高い公益性・公共性を有しており、その事業主体には高い信頼性・事業の継続性が期待される。
- これを踏まえ、今回の議論の契機にも着目すると、放送事業者におけるガバナンス確保に関する取組の対象としては、一般に会社法で株式会社に求められるようなガバナンスの確保は前提として、まずは人権尊重・コンプライアンス確保を中心とし、内部統制、財務、取引適正化等のガバナンスに含まれる幅広い事項については、他の検討の場での議論を踏まえて必要な措置を講ずるほか、業界団体において自主的な取組を推進するべきである。
- 集中的に取り組む人権尊重・コンプライアンス確保のうち、芸能事務所・番組出演者との関係におけるものについては、民放事業者だけでなくNHKも取り組む必要があることから、この限りにおいて、NHKと民放の二元体制の下、放送業界全体として取り組むべきである。

構成員のこれまでの主な意見

- ・ ガバナンスの範囲について、人権・ハラスメントのほか、内部統制、財務リスク、サプライチェーン全体における取引適正化等、各種のリスクマネジメントを含めると広範になるが、優先的に取り組む対象を明確にすべき。（林構成員）
- ・ どのような事項についてガバナンスを効かせるのかについては、放送事業の公益性や、すでに民放連が業界団体として各事業者と連携しながら取組を行っていることに着目すると、監査法人や金融機関、スポーツ団体の例が参考になるのではないか。（巽構成員）
- ・ 検討の前提として、放送事業者や芸能事務所、番組製作会社における契約形態や関係者の役割分担がどうなっているかなど、業務の実態や運用を明らかにすることが必要。（深水構成員）
- ・ 今回の事案は、視聴者の支持を得るために人気のコンテンツを製作する中で、人材に依存し、取引上の無理が生じたのではないか。こうした取引構造上の問題ではないか。（松井構成員）
- ・ 番組出演者との関係等におけるガバナンスは、民放だけでなくNHKにも妥当し得るものであり、民放とNHKのガバナンス体制は異なることに留意しながら、NHKについても議論が必要ではないか。（林構成員ほか）

取組の方針

- ガバナンス確保に関する取組の実施に当たっては、当然の前提として、表現の自由や放送事業者の自主・自律を踏まえて番組編集の自由を維持するものとした上で、一義的には自主・自律の下で、実効性のある取組を推進するべきである。
- 具体的には、ガバナンス確保に関する取組は、まずは事業主体である各放送事業者が推進するべきである。その取組の内容については、会社の規模、上場・非上場等の経営体制・経営状況、これらを踏まえたリスク等、各放送事業者の多様な状況に応じた最適化し、状況変化を踏まえて適時適切に更新するべきである。
- 他方、このように放送事業者の規模等は多様であり、リソースの限られた小規模な事業者も多いこと等に鑑みると、業界団体が積極的に役割を果たすべきである。
- まずは、これらの放送事業者・業界団体の取組を基本として、行政は、経理的基礎に基づく経営基盤の確保や、基幹放送普及計画に基づく放送の普及・健全な発達のための適切性等に着目し、放送事業者の自主・自律に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲において、必要に応じて適切に関与するべきである。

構成員のこれまでの主な意見

- ・ 表現の自由やメディアとしての信頼性の確保の観点からは、自主・自律を重んじることが重要であり、民放連や個別の放送事業者の自主的なルールにおいて、会議体やモニタリングの方法、改善プロセス等が整備される中でガバナンス確保が実現されるべき。（落合構成員）
- ・ ガバナンスコードに基づく規律について、まずは自主規制とし、問題があるなら公的な仕組みということもあり得る。（上田構成員）
- ・ 放送事業者は、地上波のキー局から極めて小規模なラジオ局まで様々であり、各事業者のリスクに応じた自主ルールやその遵守のための枠組みを整備することが重要。（落合構成員）

- 各社が具体的にどのような形で経営に落とし込むのかについては、各社で千差万別なのが普通ではないか。経営がリスクマッピングをきちんとしているか、コンプライアンスリスクの相対的な大きさをどう認識しているのか示すことが重要。（松井構成員）
- 放送事業者の規模、経営状況等が多様である中、自主・自律の考え方の下で、ガバナンスの実効性をどう確保するかが重要。ガバナンスは基本的には個社の問題だが、大規模な在京キー局については自社である程度ガバナンス確保のための体制構築が可能と考えられる一方、小規模なローカル局や地域のラジオ局等については業界団体の助言や情報提供が特に求められるのではないか。（音構成員）
- ガバナンス確保に関する議論のスタンスとしては、民放連・各放送事業者が、当事者としてどう向き合うかという立ち位置を見直すということではないか。（林構成員）
- 放送番組の編集は、放送事業者が自らの責任において行うことを堅持することが重要だが、経営基盤の確保は、総務省による機械的基準に基づいた報告徴求、指導等の機会の確保も考慮されるべき。なお、番組内容や制作プロセスに着目すべきではない。重大なガバナンス違反は経理的基礎に大きく影響すると想定されるため、そちらで捉えていくことが可能。（落合構成員）
- 放送事業者が自らの責任で番組編集を行うことの堅持は重要という落合構成員の意見に賛同。権限濫用のリスクを適切に管理しつつ、ガバナンスの確保について必要に応じて総務省が権限を行使できる仕掛けを設けておくことには価値がある。（深水構成員）
- 基幹放送普及計画の「放送の普及及び健全な発達のために適切であること」に関してガバナンスを見ていくというのは、一つの論点になるのではないか。（巽構成員）
- 各レイヤーのゴールを明確化し、ソフト(物語の共有)とハード(インセンティブ設計)の両方が当該ゴールに向けて整合的に機能するようにする(ゴールから見た場合の非合理性を是正・調整していく)ことが重要。（深水構成員）

取組を進める際の留意事項

- 放送事業者が、社会環境の変化に対応しながら国民の知る権利に奉仕し続けられるよう、今般明らかになったガバナンスにおける脆弱性を踏まえて、信頼性の向上、より強固な経営体制の構築や事業の継続性の強化に向けてガバナンスを確保するべく、一過性のものではなく永続的な取組を実施することが必要である。
- このガバナンス確保に関する取組には、リスク管理として事業活動におけるリスクを特定・分析して必要な措置を講ずる面と、リスク管理を行っていてもなおリスクが発現した場合の危機対応の面があり、これらの両面について並行して取り組むことが重要である。
- 取組の実施に当たっては、各放送事業者・業界団体と行政を含む関係者との間において丁寧に対話を重ねるとともに、国民・視聴者やスポンサー等において、放送の高い公益性・公共性や放送事業者の自主・自律等、放送固有の文脈を踏まえた上での理解が深まるよう、十分に説明責任を果たすことが重要である。また、外部の視点から取組状況をレビューすることも重要であり、例えば、番組審議会が、体制等を踏まえて実効的な範囲内で一定の役割を果たすことも考えられる。
- また、不祥事等に関する情報を社内関係者の間で適時適切に共有し、各管理職等の個人ではなく組織として適切に対応するとともに、ステークホルダー等の外部関係者に対して、不祥事等の内容に応じて適切な範囲で早期に情報開示を行い、透明性を確保することで信頼性を維持することが重要である。あわせて、社内・社外において通報・相談窓口を構築し、実効的に運用することも重要である。実効的な運用を確保するためには、運用状況を随時フォローすることが必要である。
- 放送事業者は、これらの事項に留意しながら、「放送に携わる者の職責」を現代的にアップデートする取組としてガバナンス確保に取り組み、社会環境の変化に応じてサプライチェーンを含む事業のリスク管理を高度化するとともに、説明責任を果たすことによって、報道機関としての信頼性・事業の継続性を確保する必要がある。
- さらに、人権尊重、コンプライアンス確保を中心に取組を進めながら、あわせて、新たな事業への展開等、放送の将来像を念頭に置いた前向きな取組を進め、放送の社会的価値の一層の発揮を図ることが重要である。

構成員のこれまでの主な意見

- 今回の検討は、業界団体・放送事業者が当事者としてどう向き合うか、立ち位置を見つめ直すものであり、信頼性をどう取り戻すかだけでなく、放送事業者としてのレジリエンスの強化や、攻めのガバナンスも含めて、業界団体・放送事業者等の関係者の間で継続的に対話を行うことが重要。（林構成員）
- 業界団体で適切に考え方を整理し、運用する際に、行政としては、業界団体の自主的な取組を尊重しながら、連携して取り組むことができればよいのではないか。（落合構成員）
- ガバナンス確保の取組は、今般明らかになった脆弱性を踏まえて、一過性のものではなく永続的なものとして、より強固な経営体制の確保等に向けて行われるべきではないか。（上田構成員）
- ガバナンス強化について、実効性（フィジビリティ）を検討した上で、番審の活用が考えられるのではないか。ハラスメント等、番組制作過程における構造的慣行に起因する問題に対して、外部からのチェック機能を強化するために番審が部分的に役割を果たすことが考えられるのではないか。（林構成員）
- 放送の自主・自律を旨として、一義的には業界団体・各放送事業者が自ら取組を推進することについて、業界団体・各放送事業者は、国民・視聴者に理解されるよう、社会に対して丁寧に説明すべき。（林構成員）
- 業界団体・各放送事業者が、ガバナンス確保に関する取組をどのように進めているか積極的に発信することが重要。（音構成員）
- 実効性を確保するためには、情報コストを下げて透明性を上げることが重要であり、具体的には、（外部のステークホルダーが）必要な情報を取得できるような仕組みや、ある組織が情報を開示しない場合に、業界団体や総務省に対する相談窓口など異なるチャネルでどこかにきちんと情報が届く仕組みを構築し、これらが実効的に運用されることが重要。（深水構成員）
- 人権・ハラスメント等の問題が発生した場合に、それを通報・相談する窓口が社内だけではなく、外部にあることが重要。（音構成員）
- 放送局の信頼を得るのに必要な情報の開示が重要。（林構成員）
- 適切な情報開示など、透明性があり、説明責任が果たされることが信頼性確保の基盤。（上田構成員）

- コンプライアンスはビジネスを行う際のブレーキというよりは“稼ぎ方”の問題であり、サステナブルにビジネスを行うためには信頼が重要であることから、守りの観点よりも、ビジネスを行う際に必要な信頼をつくるのがコンプライアンスだと前向きに説明することも重要。（深水構成員）
- ガバナンスコードを策定するとして、何のために策定するのが重要。情報空間には偽・誤情報が広がる中で、放送事業者には放送番組の編集責任があるが、組織自体も信頼性が必要。ローカル局の事業継続性を高め、地域情報の発信を増加させるという前向きな取組につながる必要がある。（落合構成員）
- ガバナンスには一般的に、リスクを把握・分析して必要な措置を講ずるというリスク管理の面と、リスク管理をしているにもかかわらずリスクが発現した場合の対応の面がある。（穴戸座長）
- 民放連・各放送事業者が、放送法第1条の「放送に携わる者の職責」を現代的にバージョンアップする取組と前向きに受け止め、自主自律の下で、報道機関や表現の主体として取り組むことが重要。（穴戸座長）

フレームワーク・事案の未然防止(平時の取組)・事案の発生後の対応

【フレームワーク】

- ガバナンス確保の取組のフレームワークとして、「事案の未然防止」(平時の取組)と「事案の発生後の対応」に分けて整理する。

【事案の未然防止(平時の取組)】

- 基幹放送普及計画における放送の普及・健全な発達の観点から、各放送事業者は、それぞれの経営の規模等に応じて十分にガバナンス確保のための体制整備を行うべきである。
- 業界団体は、人権・ハラスメントに関する不祥事等を契機として策定されたスポーツ団体ガバナンスコードなど、他の分野におけるガバナンスコードを参考として、ガバナンス確保のための指針を策定すべきである。また、各放送事業者の取組に資するため、指針に基づいた取組の具体例や、取組に当たって留意すべき事項を併せて示すべきである。（指針・具体的な取組の基本的方向性は、p.11～13参照）
※ 日本民間放送連盟では、本年6月、会員社の人権尊重に関する取組の参考になるよう「民間放送におけるビジネスと人権対応ガイドブック」を策定し、ビジネスと人権に関する全体像や、具体的な対応事項・留意すべき点等をまとめており、今般のガバナンス確保についても、同様の役割を果たすことが期待される。
- この指針に基づいて、各放送事業者は、具体的な取組を実施し、その取組状況を自ら定期的に評価するとともに、その結果を公表すべきである（アプライ・アンド・エクスプレイン方式の採用）。これに当たって、業界団体は、評価の観点を示すとともに、公表事項等のフォーマットを整備するほか、各放送事業者の取組状況・評価を取りまとめて確認し、ベストプラクティスの共有や、日常的な取組に関する助言等を行うべきである。
- なお、実効性を確保するためには特に評価が重要であるところ、自己評価が「お手盛り」にならないよう客観性を担保することが必要である。このため、各放送事業者の自己評価や業界団体の確認においては、第三者の意見を聴き、その結果を反映する仕組みを設けるべきであるほか、後述のフォローアップにおいて、有識者も交えて取組状況を確認すべきである。

【事案の発生後の対応】

- 重大な事案が発生した際は、当該事案が発生した事業者が自ら対応することはもとより、業界団体も必要な対応を行うべきである。例えば、当該事業者に対して、事案の内容や対応の報告を求めることや、助言を行うこと、事案の内容・性質、対応等に応じて業界団体のルールに基づいて処分を行う※こと等が考えられる。
 - ※ 例えば、日本民間放送連盟からの除名については、放映権の交渉や著作権処理、キー局からローカル局への番組配信のためのネット回線など、同連盟が一括して対応するスキームが利用不可能となり、事業の継続性に多大な影響を与えることから、ガバナンス確保に関するインセンティブが生じるため、一定の強度がある処分と考えられる。
- 当該事業者や業界団体の対応を見極めた上で、行政の関与については、
 - ・ 収支に大幅な変動が見込まれるなど経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合には、一定の基準に基づいて当該事案に関する報告を求めるほか、
 - ・ 当該事案発生後の対応状況等を踏まえて特に必要な場合には、免許において、事業の継続性を確保する観点から条件を付すことについて、必要な検討を行うべきである。
- この際、放送の普及・健全な発達を目的とし、制裁ではなく事業の継続性を確保するためであること、放送事業者の自主・自律に十分配慮して番組内容への介入にならないよう慎重に制度設計することに留意するべきである。

【ガバナンス確保に関する指針・具体的な取組の基本的方向性】

<基本原則>

1. 人権尊重・コンプライアンス確保の徹底

社内だけでなく、番組出演者、取引先等の社外との関係も含め、事業活動全般において、人権尊重・コンプライアンス確保を徹底すること。

具体的には、以下の取組が考えられる。

- ・ 人権尊重・コンプライアンス確保に関する方針の策定
- ・ 社内関係者、番組出演者、取引先等の社外関係者との適切な接遇方法に関するルールの方針の策定
- ・ 事案の覚知・上層部への報告・初動等に関するルールの方針の策定
- ・ 策定した方針・ルールの運用状況等に関する定期的なレビューの実施、必要に応じて方針・ルールの改定
- ・ 社員一人一人が普段の業務から留意すべき事項や、過去の事案・再発防止策等に関する研修の実施
- ・ 社内からのみならず、社外からも通報可能な相談窓口の整備

【留意事項】

- ・ 単に方針やルールを策定するだけでなく、それらが経営陣から現場の職員まで組織全体に浸透し、日頃の業務において着実に実践されることが必要である。このため、取組状況について自ら日々振り返るとともに、外部からのレビューも定期的に実施し、これらを踏まえて随時見直ししながら、不断の取組を行うことが重要である。
- ・ 番組制作現場等、放送事業者に特有の環境を自覚し、当該環境に起因するリスクを分析した上で、必要な措置を講ずることが重要である。
- ・ 経営陣や管理職が率先して自由闊達で風通しの良い組織風土の醸成に努め、良くない情報であっても報告・相談しやすい環境を整えることにより、事案に関する情報を適時適切に把握し、迅速かつ的確な対応をできるようにすることが重要である。
- ・ 事案発生時の対応については、個々人の能力に委ねることなく組織としての的確に対応できるよう、一定のルールに基づいて対応フローを整理するなど、客観的な枠組みを整備することが重要である。

2. 適切な組織運営の実施

外部の第三者が実効的に経営を監督する体制を含め、適切な経営が行われる体制を整備し、十分に機能させることによって適切な組織運営を実施すること。

具体的には、以下の取組が考えられる。

- ・ 企業・経営陣が、人権尊重・コンプライアンス確保をはじめガバナンス確保に責任を果たすことについて、コミットメントを社内外に表明
- ・ 独立性が担保された社外取締役・監査役の選任、取締役会への出席・意見陳述等の実効的な活動
- ・ 役員の多様性の確保
- ・ 取締役会における自由闊達な議論による業務執行の適切な監督
- ・ 人権尊重・コンプライアンス確保をはじめとするガバナンス確保について、人事戦略等に反映

【留意事項】

- ・ 体制整備として単に人員を配置するだけでなく、それぞれが求められる役割を果たすことが必要である。特に、社外取締役や監査役が、第三者の視点から適切にモニタリングを行い、その結果を十分に反映することが重要である。

3. 透明性・信頼性の確保

取引先等のみならず、国民・視聴者に対しても、積極的に情報を開示し、信頼性を確保すること。

具体的には、以下の取組が考えられる。

- ・ 企業理念、経営計画、役員構成、財務情報等、経営に関する情報開示
- ・ 人権尊重・コンプライアンス確保等のガバナンス確保の取組に関する情報開示、ステークホルダーへの丁寧な説明・対話
- ・ 事案発生時における迅速かつ的確な範囲での情報開示

【留意事項】

- ・ 自らが開示したい・開示できると考える情報を一方的に開示するのではなく、社内外のステークホルダーと丁寧な対話を重ねながら情報を吟味して開示し、信頼性の確保に繋げることが重要である。

4. 公共性の発揮

放送事業者は、「放送に携わる者の職責」を強く自覚し、表現の自由を享有する主体として、社会環境の変化に対応しながら、災害時における命を守る情報や地域情報の発信等を含め、国民の知る権利に奉仕し続け、健全な民主主義の発達に貢献すること。

<その他>

- ・ 事業環境の変化等に応じ、随時見直しを行う。
- ・ 各放送事業者において、事業の規模、経営体制、経営状況等を踏まえ、ガバナンスに関するリスクを特定・分析し、必要な措置を講ずるとともに、事案が発生した場合の対応について検討し、必要な措置を講ずる。

構成員のこれまでの主な意見

- ・ ガバナンス確保のための方策は、事案の未然防止と事後対応に分けて検討すべき。（林構成員）
- ・ 特定の分野でのガバナンスコードについて紹介があったが、放送分野で作るとして、総務省が作ることは違和感がある。また、第三者による審査については、慎重に考えるべき。（林構成員）
- ・ 広告主にとって放送事業者の信頼性が重要であり、規範性のあるルールに基づいた取組が行われることで安心してビジネスを進められるよう、ガバナンスコードが策定される場合には、規範性の確保が必要。また、ガバナンスコードの策定は透明性が重要。（上田構成員）
- ・ 【再掲】 放送番組の編集は、放送事業者が自らの責任において行うことを堅持することが重要だが、経営基盤の確保は、総務省による機械的基準に基づいた報告徴求、指導等の機会の確保も考慮されるべき。なお、番組内容や制作プロセスに着目するべきではない。重大なガバナンス違反は経理的基礎に大きく影響すると想定されるため、そちらで捉えていくことが可能。（落合構成員）
- ・ 総務省への報告の基準について、状況があまりに悪化した際に報告されても変化を促すことが難しい場合も想定されることから、早めに色々な情報が開示され、悪化する前に行動変容されることが望ましい。（落合構成員）

- 早めに情報が開示されることが重要という落合構成員の意見に賛同。報告制度は、報告させること自体が目的ではなく、放送の経理的基礎の持続可能性を担保するための手段として、行政の介入や制裁と捉えられて萎縮効果が生じないよう、慎重に設計されるべき。また、経理的基礎が失われるおそれがある場合には改善措置を促す等、インセンティブ設計も併せて必要。（林構成員）
- 経理的基礎の確保のモニタリングにおいて、不適切な意思決定や内部統制の欠如と因果関係を有していることを見る場合に、放送内容への介入にならないよう、報告義務の判断等において、電監審を関与させることで、正統性を持たせることが可能ではないか。（林構成員）
- ガバナンス確保のための担保措置として免許に条件を付すことが考えられるが、条件が遵守されていないと認められる場合には、免許期間について、現在の5年から例えば3年にするなど、短縮することも考えられるのではないか。（林構成員）
- ガバナンスの取組について信頼を確保できる仕組みが重要であるため、審査等の外部の評価が重要になるのではないか。（上田構成員）
- 不祥事のあったテレビ局の中では、オンブズマン機能（外部有識者によるチェック）を果たす委員会や放送倫理を考える全社集会等を定期的に開催している例があり、現状でも各局の中で、ガバナンスの実効性を確保するための仕組みを検討し、実行しているところがある。（音構成員）
- 有事の対応だけではなく、恒常的な取組が重要。また、監査役が会計監査に加えて事業監査も十分に行うことをはじめ、各放送事業者が自らモニタリングを行うだけでなく、業界団体においても取組状況をフォローすることが重要。（音構成員）
- 各放送事業者が自ら行うモニタリングについても、外部の第三者の目を入れることが重要。（巽構成員）
- 日本民間放送連盟の除名処分は、ビジネスの継続性に多大な影響があり、同連盟が定める指針に従って取組を行うインセンティブが生じることから、十分な強度があるものではないか。（落合構成員）
- ガバナンス確保において重視される事項は時代や環境によって変化するため、指針や取組内容を示すガイダンスについて、外部の第三者の目を入れながら継続的にアップデートすることが重要。（落合構成員）
- ガイダンスで示す取組内容について、規模の小さいローカル局を考慮すれば、それほど多くのリソースを割かなくても実施可能としておくことが重要。ただし、事案が発生した場合は、ローカル局の方が事業継続性に直ちに甚大な影響が及ぶ可能性があるため、内容は簡素にしつつ、リスクの高い部分を重点的に取り組むことが重要。（落合構成員）

フォローアップ

- 先述のフレームワークの実効性について、外部からのチェック機能が働くよう、例えば円卓会議を開催するなど、官民が連携してフォローアップする仕組みを整備し、必要に応じて取組の充実等の見直しを行うべきである。

【官民が連携してフォローアップする仕組みのイメージ(案)】

- ・ 有識者・業界団体・NHK・行政機関から構成される円卓会議を開催し、情報共有・意見交換を実施。
- ・ テーマとしては、業界団体のガバナンス確保のための指針の策定・改定に当たっての報告、各放送事業者の当該指針の遵守状況の報告、業界団体の各放送事業者に対する助言等の活動の報告、芸能事務所・番組出演者との関係における人権尊重・コンプライアンス確保など放送業界全体として取り組むべき事項の取組状況の報告、重大な事案発生時における当該事案に関する報告、これらを踏まえた取組の充実等の見直し等。

構成員のこれまでの主な意見

- ・ 利害関係の異なる複数の者がモニタリングを行うことには意味がある。その観点からは、番組作成の実態や運用を明らかにした上で、第一義的には民放連等がモニタリング・エンフォースメントを行うとともに、それが十分に機能しない場合も想定し、電波法や放送法に基づくガバナンス確保の仕組みが機能する設計を行うことが重要。（深水構成員）
- ・ スポーツ団体における適合性審査の結果は助成金に反映されているが、放送事業者のガバナンスの実効性確保のためにも、インセンティブをきちんと設計することが重要であり、現状を踏まえると、特に情報コストを下げるためのモニタリングの仕組みと、それを踏まえたエンフォースメントの仕組みを強化することが必要。（深水構成員）
- ・ スポーツ団体における適合性審査は、放送事業者についても参考になるのではないか。例えば、民放連が適合性審査の結果を取りまとめ、再免許の際には、適合性審査の結果に問題がないか確認することが考えられる。（林構成員）
- ・ 【再掲】ガバナンスの取組について信頼を確保できる仕組みが重要であるため、審査等の外部の評価が重要になるのではないか。（上田構成員）
- ・ 事業の独占性の高い企業においては、制度による規律と外部からのモニタリングが備わっているものだが、放送においては経営の自由や放送の自主自律と、事業の公益性のバランスをどう保っていくかが重要。（上田構成員）